

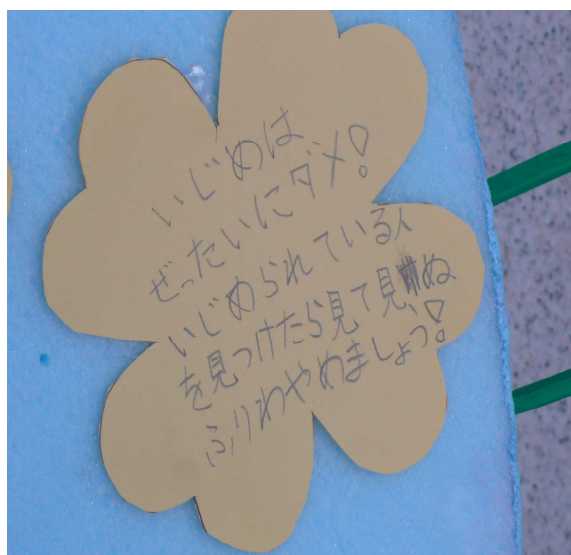
6 法務省人権擁護機関の活動

東日本大震災では、物的な被害のみではなく、精神的にも大きな被害を受けていることから、避難所等における被災された方々との懇談、及び仮設住宅を戸別訪問しての人権啓発等を行い、被災された方々の精神面への支援を行っています。

また、原発問題に端を発した風評被害を未然防止するための啓発活動を実施しております。

人権に関する相談については、避難所や仮設住宅に赴いて特設人権相談所を開設し、人権に関する相談を受けております。

『いしのまき子どもの人権フェスティバル ―心にやさしい種をまこう―』の会場風景及び子ども達が作成した『心』のオブジェ



東日本大震災に伴う特設人権相談所の開設状況

(平成24年)	79箇所215回
(平成25年)	95箇所819回